

# 愛媛県立中央病院 救急搬送車運行管理業務仕様書(案)

## 1 適用範囲

この仕様書は、愛媛県立中央病院（以下「甲」という。）が保有する新生児救急車、患者搬送車及びドクターカー（以下「救急搬送車」という。）の運行管理業務（以下「業務」という。）を受託者（以下「乙」という。）が実施する場合に適用する。

## 2 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 業務場所

(1) 救急搬送車の保管場所及び発着場所

松山市春日町83番地 愛媛県立中央病院

(2) 運行にかかる目的地

原則として愛媛県全域とするが、県外も有り得る。

## 4 業務内容

乙が受託する業務内容は、病院が保有する次の救急搬送車の運行管理業務とし、以下によるものとする。

(1) 運行車両

車種	登録番号	台数	用途	運行体制
トヨタ トヨタ救急車	愛媛 800 す 7628	1台	新生児救急車 他の医療機関等において、出生と同時に救急医療を必要とする新生児に対して、的確な初期治療及び転院加療を行うために出動する。	24時間運行 搬送要請から原則 10分以内ただし、午後6時から翌朝7時までは20分以内（5分以内が望ましい）に出動できる体制
トヨタ ハイメディック	愛媛 800 す 4586	1台	患者搬送車 甲の入院患者について、甲の要請により他の病院等へ搬送する必要が生じたときに使用する。	原則 平日 午前9時から午後5時までに出動できる体制
トヨタ アルファード	愛媛 334 ね 8338	1台	ドクターカー 各市町等の消防長からの要請に基づき、救急現場に出動し救急救命措置その他の医療行為を行うときに使用する。	24時間運行 搬送要請から原則 10分以内ただし、午後6時から翌朝7時までは20分以内（5分以内が望ましい）に出動できる体制

## (2) 出動体制

毎日、24時間、上記3台のうち同時に2台は出動できる体制とし、緊急搬送の要請に備えるため、乙が要請後速やかに出動できる体制を整えられるよう、甲は、乙が定める受託管理責任者の求めに応じ、院内に最低1台の待機場所を確保する。

## (3) 運行業務

### ア 運行計画

受託管理責任者は、病院からの搬送要請に基づき、運行計画を企画立案する。

イ 新生児等の患者及び病院職員を救急搬送車で転移搬送（病棟への搬入・搬出補助含む）を行う。

受託管理責任者は業務従事者に対し、当該運行管理計画に基づく業務指示を行う。ただし、搬送患者の容態急変時など真に緊急やむを得ない場合は、例外的に病院が業務従事者に対し運行業務における直接の指示をすることがあるが、この場合は、病院は事後速やかに受託管理責任者に連絡するものとする。

### ウ 運行の範囲

原則として愛媛県全域とするが、県外も対象となり得る。

### エ 同乗者

甲の指定する医師及び看護師等

## (4) 維持管理業務

受託管理責任者は、救急搬送車の安全運行が図られるよう必要な点検項目を定め、受託管理責任

者の指示により、業務従事者が維持管理を行うものとし、維持管理の内容としては概ね以下のとおりとする。

### ア 運行前及び運行終了時の点検・整備

### イ 故障箇所の修理

### ウ その他救急搬送車の維持管理に関する業務

## (5) 受託業務に係る報告等

## (6) 事故の際の処理及び補償に関する事項

## (7) その他

## 5 費用の負担区分

費用の負担区分は、以下のとおりとする。また、甲は、乙が業務を遂行するために必要な病院施設・設備について、乙の求めに応じ施設・設備を提供するものとし、これら施設等の使用に係る光熱水費は甲が負担する。

### (1) 甲の負担する経費

#### ア 自賠責保険料、自動車税及び自動車重量税、任意自動車保険料

#### イ 車検及び法定点検に要する費用

#### ウ タイヤ、バッテリー等更新周期が長期にわたる消耗品の購入費用

### (2) 乙の負担する経費

#### ア 乙の人物費、研修費、福利厚生費、健康管理費、被服費等

#### イ 例えはエンジンオイル、オイルフィルターなど、比較的安価且つ定期的なメンテナンスが必要とされる消耗品費及び日常の点検整備に要する経費（ノーマルタイヤ、スタッドレスタイヤ交換に伴う作業費を含む）

#### ウ 救急搬送車の清掃及び洗車等にかかる経費

#### エ 救急搬送車に使用する燃料費

#### オ 有料道路の通行料及び駐車場使用料

#### カ 救急搬送車の修理費用（乙の責めに帰すべきものでないものは除く。）

キ その他甲が負担しない経費

(3) その他

県外については、大阪までは委託金額に含むが、それ以東については実費分を甲が負担する。

## 6 乙の責務

(1) 関係法令の順守

乙は、本業務の遂行にあたり、医療法、労働基準法及び関係法令を順守すること。

(2) 守秘義務

乙は本業務の履行にあたり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。これは、契約の解除及び期間終了後においても同様とする。

(3) 受託管理責任者等の選任等

ア 受託管理責任者

乙は、自動車運行保守管理業務等に関し必要な権限を有する者を受託管理責任者として選任し、甲に届出るものとする。この場合の受託管理責任者は、当該業務に関して相当な知識及び経験

(自)

動車運行保守管理業務等の経験 5 年以上が望ましい) を有する者とし、緊急要請時に対応できる

体制とすること。

イ 受託管理責任者は、安全かつ円滑な業務遂行のため以下の業務を行うものとする。

(ア) 業務従事者の適正配置及び教育指導

(イ) 業務の円滑な管理・運営を目的とした現場の統括

(ウ) 業務従事者への業務指示及び指揮監督・管理

(エ) 業務(運行)計画の企画及び立案

(オ) 甲との連絡調整

(4) 業務従事者

ア 乙は、受託管理責任者の指示を受け、現場での救急搬送車の運行管理業務を担う業務従事者を

置くものとし、甲に届出るものとする。この場合の業務従事者は、本業務の目的を遂行するため

に安全に運行できる者とする。

イ 業務従事者は、受託管理責任者の指示に基づき、以下の業務を行うものとする。

(カ) 業務運行(計画)に基づく救急搬送車の安全な運行

(キ) 救急搬送車の適切な保守・管理

(ク) 運行管理に関する受託管理責任者への点検記録等の提出及び連絡事項の報告

(ケ) その他受託管理責任者からの指示に基づく業務

(5) 業務報告等

ア 業務計画書等の提出

乙は、契約締結後速やかに業務組織表、受託管理責任者の選任、業務従事者名簿及び業務計画書を作成し、甲に提出するものとする。

イ 業務完了報告書等の提出

受託管理責任者は、業務実施状況について救急搬送車の出動の都度、業務従事者から運行及び点検に関する報告を受け、書面により甲に提出すること。

(6) 関係書類等の取扱い

乙は、業務の仕様書及びその他関係書類を甲の承諾なく持ち出し、使用し、又は複写若しくは複製してはならない。

(7) 損害予防措置

ア 危険及び損害予防措置

乙は、業務の実施にあたっては、甲又は第三者に危害又は損害を与えないように万全の措置を取らなければならない。また、交通事故、危害若しくは損害を与えた場合又はその恐れのある場

合には、受託管理責任者は直ちに甲に報告するものとする。

イ 破損個所等に対する措置

業務従事者は、業務の遂行に支障を及ぼす救急車両等の破損及び故障個所を発見した場合は、直ちに受託管理責任者に報告する。報告を受けた受託管理責任者は、業務遂行のための最善策を

検討・判断し、直ちに業務従事者に対応を指示するものとする。また、受託管理責任者は、不測の事態により業務遂行が困難な場合は、直ちに甲に報告し適切な対応について協議することとする。

ウ 事故発生に対する措置

業務従事者は、交通事故等が発生した場合は直ちに適切な措置を講ずるとともに、受託管理責任者に報告し、指示を仰ぐとともに適切に行動しなければならない。なお、報告を受けた受託管

理責任者は、必要な措置をとった後、甲に報告しなければならない。

エ 賠償措置

乙は、業務遂行上の故意又は過失により甲又は第三者に損害をもたらした場合は、その賠償の責を負うこと。なお、本業務中の交通事故の交渉及び補償は、甲乙協議の上、対応するものとする。

## 7 業務の引継

契約期間満了又は契約の解除等により、乙が当事者でなくなる場合には、乙は業務一切の引継を甲が定める期間内に確実に行い、病院運営に支障がないよう対処しなければならない。

## 8 その他

この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

## 救急搬送車別 出動先及び出動回数

救急搬送車区分	出 動 先		R5 出動回数	R6 出動回数
新生児救急車	県内	松山市内	12回	9回
		今治市	6回	10回
		宇和島市	3回	4回
		新居浜市	6回	6回
		大洲市	3回	2回
		東温市	9回	2回
		西条市	0回	1回
		計	39回	34回
	県外	兵庫県神戸市	0回	0回
		徳島県三好郡東みよし町	1回	0回
患者搬送車 (救急車を除く)	県内	松山市内	19回	18回
		今治市	3回	3回
		宇和島市	1回	4回
		新居浜市	8回	6回
		東温市	8回	16回
		久万高原町	1回	0回
		八幡浜市	0回	0回
		大洲市	3回	3回
		西条市	0回	4回
		伊予市	0回	1回
		砥部町	0回	1回
		計	43回	56回
	県外	香川県高松市	1回	0回
ドクターカー		岡山県岡山市	0回	1回
		兵庫県神戸市	0回	1回
		計	1回	2回
	県内	松山市	0回	1回
		伊予市	8回	2回
		北条市	2回	0回
		大洲市	1回	0回
		砥部町	1回	0回
		松前町	1回	0回
		新居浜市	1回	0回
		内子町	2回	1回
	計	(県外は該当なし)	16回	4回